

# IR推進会議取りまとめ概要 ～「観光先進国」の実現に向けて～

## IR区域整備・IR事業者の監督

- ・主務大臣(国土交通大臣)は、IR制度の運営に向けた「基本方針」等を示し、都道府県等による「区域整備計画」を認定(更新制)
- ・主務大臣は、国際的・全国的な見地等から必要であると認める場合に都道府県等及びIR事業者を監督
- ・都道府県等は、IR区域整備をIR事業者と共同して実施する立場からIR事業者を監督
- ・都道府県等及びIR事業者に対して、IR事業に係る詳細な事項を定めた「実施協定」の締結・主務大臣の認可を義務付け
- ・実施状況の評価制度を設け、主務大臣は必要に応じて改善等を指示
- ・主務大臣は区域整備計画の認定更新時に評価の結果が適切に反映されていることを確認

## 公共政策としての日本型IR

- ・世界初のIR法制度：「観光先進国」にふさわしい集客施設と収益面の原動力となるカジノ施設を法制度上一体化
- ・魅力ある「日本型IR」：民間事業者ならではの創意工夫を活かし、  
①世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立、②滞在型観光モデルの確立、③世界に向けた日本の魅力発信等により、「観光先進国」としての日本を実現
- ・諸外国と比較して遜色ない世界最高水準のカジノ規制

※「IR」(統合型リゾート: Integrated Resort)とは、「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」が一体となった施設群。

## カジノ規制

- 【免許制等による事業者等の廉潔性確保】
- ・カジノ事業免許はIR事業者のみに付与
- ・事業者のみならず、役員、株主、取引先等幅広い関係者に対し、免許・認可等の際の背面調査を通じて廉潔性を確保
- ・カジノ事業の従業者もカジノ管理委員会による確認等を通じて廉潔性を確保
- ・施設供用事業者は免許、土地権利者は認可の対象とし、廉潔性を確保
- 【カジノ面積規制】
- ・IR施設との相対的な位置付け及び「ゲーミング区域」の上限値(絶対値)で規制
- 【カジノ事業活動の規制】
- ・カジノ内で行えるカジノ行為は刑法上の「賭博」に限定
- ・カジノ事業に係る業務の委託を原則禁止
- ・与信はカジノ事業者のみ行えることとし、与信対象を外国人等に限定、カジノ場内にはATMを設置できない
- ・いわゆる「ジャンケット」は認めない

## IR区域・IR施設・IR事業者

- ・民間事業者の資金・自由な発想で設置・運営
- ・IRの中核施設を「MICE施設」「宿泊施設」「魅力発信施設」「送客施設」と定義
- ・各施設が国際競争力を有し、我が国を代表するものであることを要件化
- ・カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- ・1つのIR区域に1つのIR施設(カジノ施設は1つ)を1つのIR事業者が設置・運営
- ・IR事業者は、カジノ事業を含めたIR事業全体を所有・経営・運営する一体性が確保された事業形態が原則。一方、カジノ管理委員会の免許等を条件に、土地・施設の所有権等が分離する事業形態及びカジノ事業以外のIR事業の運営委託を伴う事業形態も可能
- ・都道府県又は政令市がIR事業者を公募・選定後、区域整備計画と併せて区域を申請し、主務大臣が認定
- ・当初のIR区域数の上限は、推進法の提案者の答弁等を踏まえ検討

## 公租公課等

- 【納付金】
- ・固定的なカジノ管理委員会の経費に相当する定額部分とともに、GGR※比例部分を合わせて徴収。GGR比例部分は幅広く公益に活用
- ※カジノ事業の粗収益: 賭金総額－顧客への払戻金
- ・GGR比例部分については、諸外国の実効負担率やIRを取り巻く競争環境を踏まえ設定
- 【入場料】
- ・外国人旅行者以外の利用客から入場料を徴収し、幅広く公益に活用
- 【国・地方の配分関係等】
- ・納付金(GGR比例部分)及び入場料は、国が一括徴収することとし、国・認定都道府県等と折半
- ・立地市町村等及び周辺自治体に対して、区域整備計画に基づき、認定都道府県等から納付金の一部を交付できる

- 【カジノ管理委員会】
- ・委員長及び委員は国会同意人事
- ・一般的な権限である調査・監査・行政処分権限に加え、金銭的不利益処分を導入

- 【弊害防止対策】
- 【依存防止対策・青少年の健全育成】
- ・日本人等の入場回数を長期(1か月程度)及び短期(1週間程度)で制限
- ・入場に当たって、日本人等に、マイナンバーカードにより本人確認を実施、入場回数を確認
- ・日本人等に、1日(24時間)単位で入場料を賦課
- ・20歳未満の入場禁止、20歳未満を対象とする広告・勧誘を禁止
- ・事業者には、本人・家族申告による利用制限措置を義務付け
- ・IR区域外では、カジノ事業に関する広告物等の設置を原則禁止
- 【マネー・ローンダリング対策等】
- ・犯罪収益移転防止法の枠組みに加え、一定額以上の現金取引の報告を義務付け
- ・暴力団員の入場禁止をカジノ事業者及び暴力団員本人に義務付け

公共政策としての目的達成のために

公正・廉潔なカジノ事業のために

幅広く公益のために

弊害防止のために